



横浜事務所 〒221-0056
 横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階
 TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

赤坂事務所 〒107-0052
 東京都港区赤坂 2-23-1 アークヒルズ フロントタワー RoP701 号室
 TEL 03-6435-5255 FAX 03-6435-5256

ビットコインはお金かモノか？

先日三菱東京 UFJ 銀行がコインベース社（米国）と提携して海外送金サービスを開発するというニュースがあり、いよいよ大手銀行が本腰を入れて仮想通貨の世界へ入るのだと驚きました。

仮想通貨の管理・決済サービスを提供するコインベースに約 1050 万ドルを出資することにより、今後海外送金の際に第三者金融機関を通さず、ビットコイン（仮想通貨）を介した送金の仕組みを作るようです（具体的な方法は公表されていません）。これで現在よりも迅速に送金でき、送金手数料も割安になるかもしれません。ただし現金化するときに仮想通貨交換業者の手数料がかかります。

サービスの安全性はブロックチェーンというハッカーからの攻撃が難しい仕組みを利用し担保できているようです。

日本で仮想通貨といえば私設取引所マウントゴックスが経営破たんしたことが有名で仮想通貨の印象はかなり悪くなりました。これらの事件を受け本年 5 月に改正資金決済法が国会を通過しました。仮想通貨が決済として使える「財産的価値」と定義され、金融庁の監督を受け仮想通貨交換業者は登録制となり、顧客資産の分別管理が義務付けられることになりました。

この改正はあくまでマネーロンダリングや取引業者の経営破たんした場合の利用者の保護が目的で、仮想通貨を「通貨」・「法貨」と認めているわけではありません。また一方金融商品取引法での規制をしていないことから、ビットコインを金融商品とは捉えておらず、あくまで事実上の決済手段の一種と捉えていることがわかります。

税制としては仮想通貨に対する明文規定はなく、消費税法に限って言えば仮想通貨の機能が通貨と同様の支払手段と捉えれば非課税となるかもしれませんが、法律上の強制的な通用力は付与されていないため一種の「価値あるモノ」と捉えれば課税されるという不安定な状態です。

上記の改正資金決済法が今後の税制にどのように影響してくるか要注目です。

労災保険と雇用保険の意外と知らないメリット

労災保険と雇用保険（合わせて労働保険といえます）にも意外に知られていないさまざまな保険給付があります。まず、労災保険には、仕事によるケガや病気、通勤途中のケガなどのときに、自己負担なしで医療が受けられる「療養（補償）給付」があります。でも、それだけではありません。例えば、仕事上のケガなどで働けず給料がもらえないときは「休業（補償）給付」があります。また、そのケガで障害が残ったときは「障害（補償）年金」「障害（補償）一時金」「傷病（補償）年金」など、死亡したときは「遺族（補償）年金」「遺族（補償）一時金」「葬祭料（葬祭給付）」などの給付があります。ちなみに「補償」が付くのは仕事上のケガや仕事の原因の病気など「業務災害」に対する給付で、付かないのは通勤途中のケガなど「通勤災害」に対する給付になります。

雇用保険で代表的なものとしては「失業保険」があります。失業したときに原則、賃金日額の 50～80%を 90 日～360 日の間もらえます。一方、在職中にももらえるものとして「育児休業給付」「介護休業給付」などがあります。また、従業員ではなく会社に対する給付もあります。例えば、中小企業両立支援助成金といった、職場生活と家庭生活の両方を支援する際に助成金がもらえる制度があります。育休復帰支援プランコースは育休取得時と職場復帰時にそれぞれ 30 万円がもらえます。代替要員確保コースでは、育児休業取得者の代替要員を確保するなどの要件を満たすことで 1 人当たり 50 万円がもらえます。出生時両立支援助成金は、男性労働者に一定の育児休業を取得させた際に、一人目は 60 万円（大企業は 30 万円）2 人目以降は 15 万円（大企業も 15 万円）がもらえるというイクメンのための制度もあります。その他にも、企業内でキャリアアップしてもらおうという制度として、派遣労働者や短期労働者などを正社員にした際に助成金がもらえる「キャリアアップ助成金」というものもあります。

払ってばかりいる保険料ですが活用できるものが意外と身近にあるかもしれないですね。